

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

(三者契約)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0176700037号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 残置物引取人（契約書第21条参照）	11
8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）	12
9. 身体拘束・虐待防止について	12
10. 事故発生時の対応について	13
11. 非常災害対策について.....	13
12. 第三者による評価実施状況	13
13. 連帯保証人.....	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 歌登福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道枝幸郡枝幸町歌登桧垣町142番地 |
| (3) 電話番号 | 0163-68-3031 |

- (4) 代表者氏名 理事長 澤田 礼二
(5) 設立年月 昭和56年1月31日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設平成12年4月1日指定北海道0176700037号
(2) 施設の目的 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活の世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 歌翠園
(4) 施設の所在地 北海道枝幸郡枝幸町歌登桧垣町142番地
(5) 電話番号 0163-68-3031
(6) 施設長(管理者)氏名 園長 竹村 栄治
(7) 当施設の運営方針 誰のための、何のための施設なのかを見直さなければならぬ。利用者一人一人が「生きていて良かった」と生を肯定できるような介護が必要である。その為に、声なき声に耳を傾け、人権擁護に徹し、自立支援を強化していくものである。また、家族や地域の方々が、遠慮なく、楽しみに訪れて来れるような、地域の交流の場としての開かれた施設となるための環境づくりを目指さなければならない。
(8) 開設年月 昭和56年4月1日
(9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	従来型個室
2人部屋	室	
4人部屋	10室	
3人部屋	室	
合 計	20室	
食堂(リビング)	4室	

機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 平行棒、万能滑車、歩行訓練用階段、自転車
浴室	3 室	一般浴室・特殊浴槽室
医務室	1 室	

※前項（居室の概要）は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレは7カ所、必要時簡易式ポータブルトイレ設置、テレビ居室外5台（無料）、床頭台（無料）各一台、チェスト（無料）必要時、冷蔵庫は居室外6台（無料）

（２）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

①個人冷蔵庫	②テレビ電気	③その他の個人電化製品（アイロン、マッサージ機他）
電気代 ①月 1500 円 ②月 1000 円 ③月 500 円		

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。尚、テレビは19インチまでとし、必ず使用のこと。冷蔵庫は園の指定するものをご使用ください。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1 名
2. 介護職員	21	17 名
3. 生活相談員	1	1 名
4. 看護職員	2	2 名
5. 機能訓練指導員	(1)	1 名
6. 介護支援専門員	(2)	1 名
7. 医師	(1)	必要数
8. 栄養士	1	1 名

※介護職員 21 名中 19 名は常勤職員 2 名は非常勤職員です。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	第2、4月曜日 13:00～14:00
2. 介護職員	平日標準的時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 2名 日勤： 8:00～17:00 1名 遅番： 9:30～18:30 3名 夜勤：16:00～ 9:00 2名 夜勤：16:00～ 9:00 1名 午前勤務：8:00～13:00 1～3名
3. 看護職員 (機能訓練指導員)	平日標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 2～3名

上記以外も必要に応じて勤務者あり

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)＊

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい
ます。

（食事時間）

朝食：7:20～9:00 昼食：12:00～14:00

夕食：17:20～20:00

②入浴

- ・特浴又は清拭を週2回行います。一般浴は希望により週2～3回、他、中間浴も週2
回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護師）により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事と居住に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度等に応じて異なります。）

（多床室料金）

1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2.看護職員配置加算 I	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円
3.日常生活継続支援加算	360 円	360 円	360 円	360 円	360 円
4.夜間職員配置加算	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円
5.介護職員処遇改善加算 I	914 円	1012 円	1109 円	1212 円	1309 円
6.うち、介護保険から給付される金額	6,700 円	7,418 円	8,167 円	8,885 円	9,593 円
7.サービス利用に係る自己負担額（1+2+3+4+5）	744 円	824 円	907 円	987 円	1,066 円
※5 番の加算 （1 ヶ月の入所日数で計算）例は日割りで計算しています。	例・5 番 要介護 1 の場合 653 円（1～4）番までを足した額）×14.0% ＝91.42 小数点は四捨五入のため 91 円が加算となる。				
8.居室に係る自己負担額	□ 0 円 □ 430 円 □ 915 円				
9.食事に係る自己負担額	□ 300 円 □ 390 円 □ 650 円 □ 1,360 円 □ 1,445 円				
自己負担額合計 （7+8+9）	円	円	円	円	円

(従来型個室料金)

1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2.看護職員配置加算 I	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円
3.日常生活継続支援加算	360 円	360 円	360 円	360 円	360 円
4.夜間職員配置加算	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円
5.介護職員処遇改善加算 I	914 円	1012 円	1114 円	1212 円	1309 円
6 うち、介護保険から 給付される金額	6,700 円	7,418 円	8,167 円	8,885 円	9,593 円
7.サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4+5)	744 円	824 円	907 円	987 円	1,066 円
8.居室に係る自己負担額	□ 380 円 □ 480 円 □ 880 円 □ 1231 円				
9.食事に係る自己負担額	□ 300 円 □ 390 円 □ 650 円 □ 1,360 円 □ 1,445 円				
自己負担額合計 (7+8+9)	円	円	円	円	円

☆上記のサービスに係る自己負担額は 1 割ですが、一定の所得以上の方は上記サービス利用に係る自己負担額が 2～3 割負担（介護保険負担割合証に記載）になります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※次頁の「当施設の居住費・食費の負担額」を参考にしてください。

☆協力医療機関連携加算は、条件が満たされれば利用者全員からもらえる加算です。月 50 単位

☆療養食加算は医師の指示に基づく治療食の提供が行われた方の加算です。1 食 6 単位

☆利用者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第 19 条、第 22 条参照）

1.サービス利用料金	2,460 円
2.うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3.居住費相当額	円
4.自己負担額 (1-2+3)	円

＜多床室の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)＞

[単位:万円] (月額概数)

対 象 者		区 分	居住費 多床室 (相部屋)	食 費
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	0 (0 円/日)	1.0 (300 円/日)
世帯全員が 市町村民税 非 課 税	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第 2 段階	1.1 (430 円/日)	1.2 (390 円/日)
	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額が年間 80 万 9 千円以下の方	利用者負担 第 3 段階	1.1 (430 円/日)	2.0 (650 円/日) (1360 円/日)
	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第 2 段階以外の方	利用者負担 第 4 段階	2.6 (915 円/日)	4.2 (1,445 円/日)

※ 実際の負担額は、日額で設定されます。

＜従来型個室の居住費・食費の負担額＞

[単位:万円] (月額概数)

対 象 者		区 分	住居費 従来型 個室	食 費
世帯全員が 市町村民税 非 課 税	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第 1 段階	1.0 (380 円/日)	1.0 (300 円/日)
	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額が年間 80 万 9 千円以下の方	利用者負担 第 2 段階	1.3 (480 円/日)	1.2 (390 円/日)
	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第 2 段階以外の方	利用者負担 第 3 段階	2.5 (880 円/日)	2.0 (650 円/日) (1360 円/日)
上記以外の方		利用者負担 第 4 段階	3.5 (1231 円/日)	4.2 (1445 円/日)

※ 実際の負担額は、日額で設定されます。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条、第6条参照)

* 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事(酒を含みます。)

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

[理髪サービス]

月に3回、理容師、美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり3000円又は2500円

③貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを利用者へ交付します。

○利用料金：上記定められた取り扱いについては月1,000円とします。その他、個別で特別な手続き、保管等については実費とします。

④行事、レクリエーション活動(教養娯楽費)

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費等実費負担をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第20条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

(多床室)

利用者の要介護度 料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7 4 4 0 円	8 2 4 0 円	9 0 7 0 円	9 8 6 0 円	1 0 6 6 0 円

(従来型個室)

利用者の要介護度 料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7 4 4 0 円	8 2 4 0 円	9 0 7 0 円	9 8 6 0 円	1 0 6 6 0 円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
 稚内信用金庫歌登支店 普通預金 0 2 4 8 9 5
 口座名義 社会福祉法人歌登福祉会 理事長 澤田 礼二
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
 ご利用できる金融機関：稚内信用金庫歌登支店

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	枝幸町国民健康保険病院
所在地	北海道枝幸郡枝幸町北栄町
診療科	内科、外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	歌登歯科診療所
所在地	北海道枝幸郡枝幸町歌登南町

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。(契約書第 14 条参照)

- ① 要介護認定により利用者の心身の状態が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 15条、第 16条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上(※最低 6 か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行

- うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ *** 利用者が病院等に入院された場合の対応について *** (契約書第 17 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

金をご負担いただきます。

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 18 条参照)

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ 利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として 400 円、又連携してサービスを提供するため居宅支援事業者に情報を提供し、且つ当該事業者と居宅サービスの利用に関する調整を行う費用として 500 円 (介護保険から給付される費用の一部) をご負担いただきます。

7. 残置物引取人 (契約書第 21 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第

22 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 2 4 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 桑原 圭太

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

＜苦情解決責任者 園長 竹村 栄治＞

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名	前	連	絡	先
佐々木	貴 教	北海道枝幸郡枝幸町歌登東歌登	0163-68-2941	
藤 山	修 一	北海道枝幸郡枝幸町歌登西町	0163-68-3331	
田 中	美代子	北海道枝幸郡枝幸町歌登中央	0163-65-1516	

(3) 行政機関その他苦情受付機関

枝幸町歌登総合支所 住民福祉グループ	所在地 北海道枝幸郡枝幸町歌登東町 電話番号 0163-68-2111 受付時間 8：30～17：30
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館 電話番号 011-231-5161 受付時間 9：00～17：00
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目道立社会福祉総合センター 電話番号 011-241-3739 受付時間 9：00～17：00

9. 身体拘束・虐待防止について

当施設は、高齢者等の人権の擁護、身体拘束、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従事者に対し、研修を実施します。

（身体拘束・虐待防止に関する責任者 施設長 竹村 栄治）

10. 事故発生時の対応について

当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の契約者に対して連絡を行うと共に、事故発生防止の改善工夫を行います。また、市町村に対しては、サービス提供に伴う事故（無断外出等による事故）、委任を受けている預り金に関する事故、長期の入院・通院を伴う怪我や、死亡を伴う事故等が発生した場合は、速やかに連絡を行います。

（安全対策担当者 桑原 圭太）

11. 非常災害対策について

当施設は、非常災害対策に関する具体的計画（火災、風水害、地震等）を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行います。

12. 第三者による評価実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日 評価機関名称 結果の開示
	2 なし	

13. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の責務について、極度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた責務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての責務の額等に関する情報を提供します。

<指定介護老人福祉施設重要事項説明書>

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム歌翠園

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名

印

利用者氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階

(2) 建物の延べ床面積 2, 030.211㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年4月1日指定 北海道第0176700037号 定員7名

[介護予防短期入所生活介護]平成18年4月1日指定 //

[通所介護] 平成12年4月1日指定 // 定員18名

[介護予防通所介護]平成18年4月1日指定 //

[訪問介護] 平成12年4月1日指定 //

[介護予防訪問介護]平成18年4月1日指定 //

[居宅介護支援事業]平成12年4月1日指定 //

(4) 施設の周辺環境*

騒音もなく、一日中日当たりの良いところです。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

1名（看護職員兼務）の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護係長と主任生活相談員が兼務しています。

2名の介護支援専門員を配置しています。

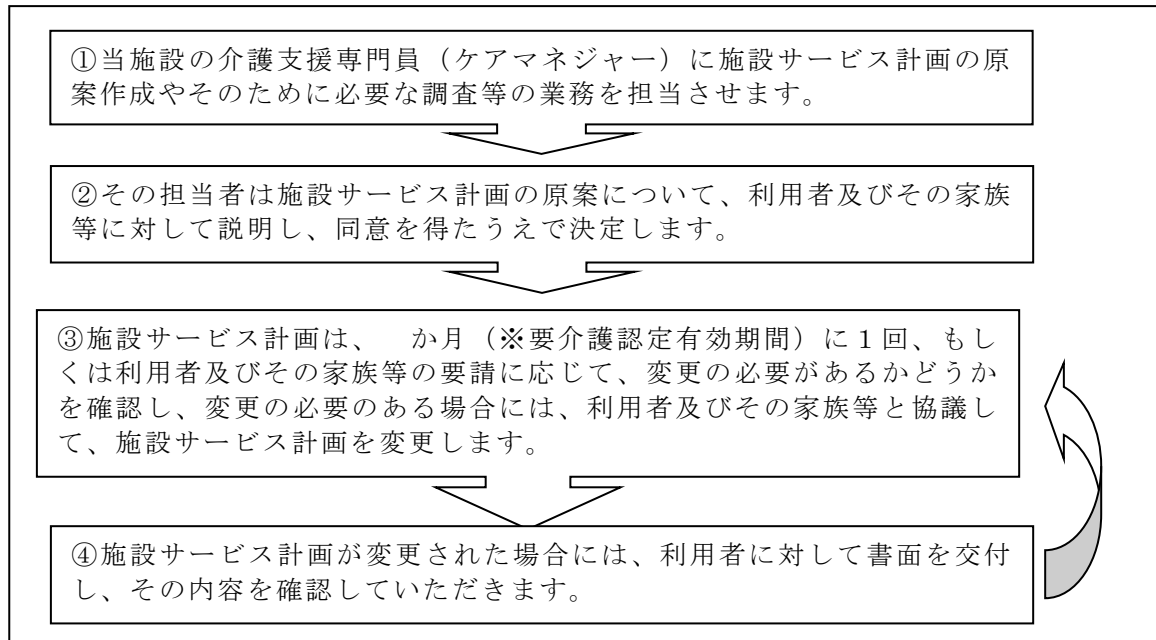
医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（嘱託）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、居宅介護支援事業者等に利用者に関する情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

テレビ、冷蔵庫、ラジオ、カセット、その他施設で持ち込みの必要を認める物

(2)面会

面会時間 9：00～20：00

家族の都合により上記面会時間以外の面会もかまいません。又、面会時、認知症老人の屋外徘徊を防ぐ為、施錠をしていることがありますので、玄関横のインターホンでお知らせください。すぐ鍵を開けます。

※おやつや食品の持ち込みは、疾病や体調により制限がある場合もありますので、必ず職員に確認してください

※衣類や日用品の持ち込み持ち帰りも所持品の管理の関係もありますので、必ず職員にご一報願います

(3)外出・外泊(契約書第22条参照)

外出、外泊をされる場合は、前日までにお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5)施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。